



## 沖縄市職員措置請求書

沖縄市監査委員 殿

2011年5月27日

請求人ら代理人	弁護士	原 田	彰 好
	同	籠 橋	明 隆
	同	長谷川	敏 秀
	同	白 川	之 静
	同	間 官	知 雅
	同	栗 山	美 博
	同	鋳 口	口 堀
	同	堀 子	慎 一郎
	同	御 高	洋 祐
	同	日 藤	自 多
	同	齋 喜	江 崇
	同	横	



代理人 別紙代理人目録記載のとおり

請求人 別紙請求人目録記載のとおり

### 第1 請求の趣旨

監査委員は、沖縄市長に対し、次の通り勧告せよ。

- 1 下記事業に関して、一切の公金の支出を禁止すること。
- 2 下記事業に関し、沖縄県から埋立地を購入する契約の締結を含む一切の契約の締結を禁止すること。

#### 【事業の概要】

事業名：東部海浜開発事業

事業内容：泡瀬干潟及びその浅海域を、国と沖縄県において約95ha埋立て、  
国の埋立地を沖縄県が購入した上造成し、造成後の土地のうち約58ha

a を沖縄市が購入し、沖縄市が基盤整備の上、スポーツコンベンション  
拠点を形成したり、民間に売却するなどする事業

## 第2 請求の理由の要旨

### 1 公有水面埋立法等違反の事業への参加

泡瀬干潟及びその浅海域は、環境省の重要湿地指定地、ラムサール条約登録  
湿地潜在候補地であり、沖縄県自然環境の保全に関する指針でも評価ランク I  
に指定されるなど重要な区域である。国および沖縄県の公有水面埋立免許・承  
認の変更許可・変更承認手続きにおいては、再度の環境アセスメントが実施さ  
れることも、環境に対する十分な配慮がなされることもなく、生物多様性条約  
第10回締約国会議の成果や、この度の東日本大震災の教訓が活かされること  
もなく手続きが進められようとしている。

また、公有水面埋立法は、埋立事業が経済的合理性を有することを要求して  
いるところ、本件事業に経済的合理性がないことは後述のとおりである。

沖縄市が計画する本件事業は、上記のような公有水面埋立法等に違反する国  
と沖縄県の公共事業へ沖縄市が参加するものであり、本件事業もその違法性を  
免れない。

### 2 地方自治法、地方財政法違反

本件事業は、①国・県による埋立地（事業費：国 332 億円・県 60.4 億円）を  
護岸、道路など国管理の部分を除いて沖縄県が購入し 245.6 億円をかけてイン  
フラ整備をする、②県が国から購入した埋立地のうちの約 58ha を、沖縄市にお  
いて、約 123 億円で購入し約 179 億円のインフラ整備費及び公共施設整備費を  
かけ整備し、そのうち約 33ha を民間に売却、賃貸するなどし、埋立地をスポー  
ツコンベンション拠点、リゾート地等として利用しようとする、というもので  
ある。

沖縄市が投資する費用については、そもそも埋立地の売却代金、賃貸料だけ  
では回収することができない事業計画で、予定される公共施設も毎年約 1.8 億

くまのこへんこにびーホス，土の職選選基依市縣府，じ人觀本市縣府を

業事をするに於ては其の間に，りてじ知紙を点覽

習業の由野の來請 2 葉

職参のへ業事の又職選選立野面水育公 1

發登録案ホーサムで，此室許野縣要重の省設業，お野野野のさひ又野干野野  
I へくマ冊籍もて檢計する間に全野の野選選自野縣野，りあて野野野野野野野野  
承・指受立野面水育公の野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
を職実依てくマサムで野野野の野野野，おアノはこも野野野野野野野野野野野野  
係案野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
とこる野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
とこる野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野

るべてじとこる野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
アノ案野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
るべてじとこる野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
を野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
を野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野

又職選選野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野 3

を (円野 4.00 野・野野 222 野；費業事) 野立野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
くアノを野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
はこ市縣野，を野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
を費野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
一ホスを野立野，じとこる野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
かのよてりら，るべとてじ野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野

野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野  
野 8.1 野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野

円の赤字運営が前提となっており、埋立地の売却、賃貸、民間施設の建設が想定通りに実現したとしても、予定される事業期間（30年間）を通じ、税収増（税収増による地方交付税の減額を考慮していない点、沖縄市の収支予測は正しくない。）を除き124億円の赤字が発生する計画となっているのであり、経済的合理性の欠如した計画であることは明らかである。

さらに、沖縄市の各種需要予測は、各種統計データを自己の都合のよいように操作した結果導いたものであり、そのような操作された需要予測どおりに埋立地の売却、賃貸、民間施設の建設が実現することなど到底あり得ず、その場合、上記赤字額はさらに大幅に増大することとなるのであり、このまま本件事業が実施された場合には沖縄市の財政に与える影響は甚大である。

地方自治法2条14項、地方財政法4条1項などによれば、自治体の財産を投資する場合には、必要最小限の費用で最大限の効果をあげることが求められているところ、本件事業では、この法の趣旨を逸脱する違法な支出がなされようとしている。

3 よって、地方自治法242条1項の規定により、必要な措置の請求を行う。

以上

**【添付書類】**

- 1 別紙事実証明書目録記載の事実証明書
- 2 委任状兼沖縄市職員措置請求書 121 通

以上

1. 沖縄市案

東部海浜開発事業～国際文化観光都市の実現を目指して～  
スポーツコンベンション拠点の形成

平成22年7月 沖縄市

2. 沖縄市の東部海浜開発（泡瀬埋立）事業の新しい土地利用計画案（以下、新  
沖縄市案）問題点について

2010年12月14日 泡瀬干潟を守る連絡会

3. 沖縄タイムス（2010年8月5日）社説

採算性の厳密な検証を

4. 琉球新報（2010年8月5日）社説

再開の論拠が心もとない

5. 2011年4月27日、沖縄タイムス報道記事

泡瀬埋立再開へ

6. 2011年4月27日、琉球新報報道記事

泡瀬埋め立て、国、県が計画変更申請

7. 沖縄タイムス（2011年4月29日）社説

工事再開へ出来レース

- 1. 事務局案  
東部事務開発事業～国文出版光臨市の実証～  
スーベールンメンの計画  
平成22年7月 事務局
- 2. 事務局案  
東部事務開発事業（立型際立）の業務の進捗状況（写真）  
事務局案  
2010年11月14日 事務局  
会費を支払う
- 3. 事務局案  
業務の進捗状況  
事務局案（2010年8月8日）  
事務局
- 4. 事務局案  
業務の進捗状況  
事務局案（2010年8月8日）  
事務局
- 5. 事務局案  
業務の進捗状況  
事務局案（2011年4月27日）  
事務局
- 6. 事務局案  
業務の進捗状況  
事務局案（2011年4月27日）  
事務局
- 7. 事務局案  
業務の進捗状況  
事務局案（2011年4月27日）  
事務局